

原子力損害賠償(宅地・建物)

不動産鑑定士による 巡回相談の御案内

福島県では、福島県不動産鑑定士協会と連携し、不動産鑑定士による対面の相談を実施しています。東京電力による宅地・建物に関する損害賠償請求についての疑問点等について、助言を聞くことができます。

相談できること

- 宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法について
- 宅地、建物の「現地評価」の実施について

- ◎ **対象者** 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に宅地、建物を所有する個人の方で、東京電力から「請求書②」が手元に届いた方。
- ◎ **相談料** 無料
- ◎ **相談時間** 30分(13時から16時25分の間に実施。)
- ◎ **ご持参いただく書類**
 - (必須)東京電力が配付する「賠償金ご請求書②」(個人)一式
 - (できるだけ)写真、建築図面、工事請負書 等
- ◎ **実施場所** 裏面を参照願います。
- ◎ **受付** 事前予約になりますので、下記までご連絡をお願いいたします。
- ◎ **注意点** 不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。

事前予約受付番号 024-523-1501

(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分(平日)

※10月～11月開催分。いずれの回も13:00から16:25の間に実施。

開催地	実施日	実施会場 (所在地)
福島市	10月15日(水)	福島県自治会館 303会議室 (福島市中町8番2号)
	11月14日(金)	福島県青少年会館 第6研修室 (福島市黒岩字田部屋53番5号)
郡山市	10月28日(火)	福島県郡山合同庁舎 南分庁舎2階 第4会議室 (郡山市麓山一丁目1番1号)
	11月26日(水)	
会津若松市	10月23日(木)	福島県会津若松合同庁舎 本館3階 会議室 (会津若松市追手町7番5号)
	11月18日(火)	
南相馬市	10月16日(木)	福島県南相馬合同庁舎 南庁舎101会議室 (南相馬市原町区錦町一丁目30番地)
	11月17日(月)	南相馬市労働福祉会館 第2会議室 (南相馬市原町区北町537)
いわき市	10月29日(水)	福島県いわき合同庁舎 4階 中会議室 (いわき市平字梅本15番地)
	11月20日(木)	

宅地、建物の財物賠償手続を開始するには、市町村から送付された「固定資産課税情報の明細書」(※)を東京電力へ送付する必要がありますので、未送付の方は、送付するようお願いします。
(※ 南相馬市、川俣町の方は、「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」。)

【参考1】賠償金ご請求書②(個人)
相談時に必ずご持参ください。

【参考2】

建物の写真を撮影して持参される方は、以下の点をご参考に写真をご準備ください。

- 建物外部の全景写真。
- 建物内部の部屋全体の様子が分かる写真。
- 賠償額に含まれていないと思われる高額な設備がある場合はその写真。
- 特殊な部材、建築方法を採用している場合はその部分の写真。



※原子力損害賠償支援機構では、福島県外での御相談も受け付けておりますのでお問合わせください。
予約受付番号 0120-330-540